

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-18421

(P2005-18421A)

(43) 公開日 平成17年1月20日(2005.1.20)

(51) Int. Cl. <sup>7</sup>	F I	テーマコード (参考)
G06F 15/00	G06F 15/00 330D	5B085
H04L 9/32	G06F 15/00 330B	5J104
	H04L 9/00 675A	

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 16 頁)

(21) 出願番号	特願2003-182522 (P2003-182522)	(71) 出願人	000006013 三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
(22) 出願日	平成15年6月26日 (2003.6.26)	(74) 代理人	100099461 弁理士 溝井 章司
		(74) 代理人	100111800 弁理士 竹内 三明
		(74) 代理人	100114878 弁理士 山地 博人
		(72) 発明者	石井 洋 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号 三 菱電機株式会社内
		Fターム(参考)	5B085 AE02 AE03 AE23 BA06 BC01 BG02 5J104 LA05 PA07 PA10

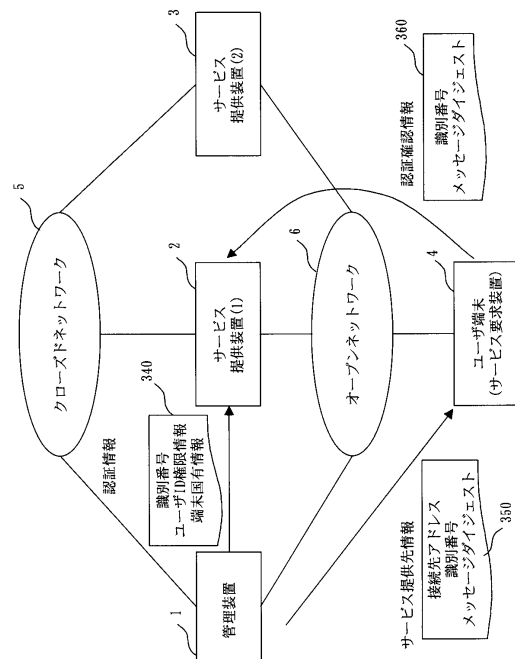
(54) 【発明の名称】 管理装置及びサービス提供装置及び通信システム

(57) 【要約】

【課題】 改竄や成りすまし等によるサービスの不正利用を防止する。

【解決手段】 管理装置 1 にてユーザ端末 4 のログオン認証を行った後、ユーザ端末 4 にサービスを提供させるサービス提供装置を選択サービス提供装置として選択し、識別番号、ユーザID等を含み、ユーザ端末 4 を通知する認証情報 340 を選択サービス提供装置にのみ送信し、選択サービス提供装置の接続先アドレス、識別番号、認証情報 340 のメッセージダイジェストを含むサービス提供先情報 350 をユーザ端末 4 に送信し、ユーザ端末 4 ではサービス提供先情報 350 の接続先アドレスに基づき、選択サービス提供装置に識別番号とメッセージダイジェストを含む認証確認情報 360 を送信し、選択サービス提供装置で認証情報 340 と認証確認情報 360 とを用いてユーザ端末 4 の認証処理を行い、正しく認証できた場合にユーザ端末 4 に対するサービス提供を開始する。

【選択図】 図 1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

サービスの提供を要求するサービス要求装置と、  
サービスの提供に先立ち所定の認証情報を用いて正当なサービス要求元からのアクセスであるか否かについての認証処理を行ない、認証されたサービス要求元のみサービスの提供を開始する複数のサービス提供装置とに接続され、  
前記サービス要求装置と前記複数のサービス提供装置とを管理する管理装置であって、  
前記サービス要求装置に対して所定の認証処理を行う認証処理部と、  
前記認証処理部により前記サービス要求装置が認証された場合に、前記サービス要求装置に認められている権限と前記サービス要求装置が要求するサービス内容とに基づき、前記複数のサービス提供装置の中から前記サービス要求装置にサービスを提供させるサービス提供装置を選択サービス提供装置として選択するサービス提供装置選択部と、  
前記認証処理部により前記サービス要求装置が認証された場合に、前記サービス要求装置が正当なサービス要求元であることを通知する第 1 の認証情報と、前記第 1 の認証情報と照合させた際に前記第 1 の認証情報との相関が得られることで正当なサービス要求元からのアクセスであることを認証できる第 2 の認証情報と、前記サービス要求装置に対して前記第 2 の認証情報を前記選択サービス提供装置に送信するよう指示する送信先指示情報とを生成する認証情報生成部と、  
前記第 1 の認証情報を、前記複数のサービス提供装置のうち前記選択サービス提供装置にのみ送信するサービス提供装置用通信部と、  
前記第 2 の認証情報と前記送信先指示情報とを、前記サービス要求装置に送信するサービス要求装置用通信部とを有することを特徴とする管理装置。

10

20

## 【請求項 2】

前記認証情報生成部は、  
前記第 2 の認証情報として、前記第 1 の認証情報のメッセージダイジェストを生成することを特徴とする請求項 1 に記載の管理装置。

## 【請求項 3】

前記認証情報生成部は、  
前記認証処理部によりサービス要求装置が認証される度に、毎回、異なる識別子を生成するとともに、相互に対応関係にある第 1 の認証情報及び第 2 の認証情報に共通の識別子を用いることを特徴とする請求項 1 に記載の管理装置。

30

## 【請求項 4】

前記認証情報生成部は、  
前記第 1 の認証情報に先行して前記第 2 の認証情報と前記送信先指示情報とを生成し、  
前記第 2 の認証情報と前記送信先指示情報とが前記サービス要求装置用通信部から前記サービス要求装置に送信され、前記送信先指示情報により前記第 2 の認証情報が前記サービス要求装置から前記選択サービス提供装置に送信され、前記選択サービス提供装置が前記第 2 の認証情報を受信した後、前記選択サービス提供装置からの依頼に基づいて、前記第 1 の認証情報を生成することを特徴とする請求項 1 に記載の管理装置。

## 【請求項 5】

所定の管理装置に接続され、  
サービス要求元が正当であるか否かについて、前記管理装置から第 1 の認証情報を受信し、サービス要求元から第 2 の認証情報を受信し、前記第 1 の認証情報と前記第 2 の認証情報とを用いてサービス要求元に対する認証処理を行なうサービス提供装置であって、  
前記第 1 の認証情報を受信した際に、前記第 1 の認証情報の受信時刻を記憶し、  
前記第 2 の認証情報を受信した際に、前記第 1 の認証情報の受信時刻と前記第 2 の認証情報の受信時刻との時刻差を算出し、算出した時刻差が一定以上である場合に、前記第 2 の認証情報を送信したサービス要求元に対するサービス提供を行なわないことを特徴とするサービス提供装置。

40

## 【請求項 6】

50

所定の管理装置に接続され、  
サービス要求元が正当であるか否かについて、前記管理装置から第1の認証情報を受信し、サービス要求元から第2の認証情報を受信し、前記第1の認証情報と前記第2の認証情報とを用いてサービス要求元に対する認証処理を行なうサービス提供装置であって、  
前記第1の認証情報を受信した際に、サービス要求元に対してサービスが未提供であることを示すサービス提供フラグを設定し、  
前記第2の認証情報を受信した際に、前記サービス提供フラグの参照を行なうとともに、  
前記第1の認証情報と前記第2の認証情報の照合を行い、  
前記サービス提供フラグがサービス要求元に対してサービスが未提供であることを示し、  
前記第1の認証情報と前記第2の認証情報の照合により前記第1の認証情報と前記第2の  
10 認証情報との間に相関が得られた場合に、前記第2の認証情報を送信したサービス要求元  
に対してサービスの提供を開始するとともに、前記サービス提供フラグをサービス提供済  
に変更することを特徴とするサービス提供装置。

【請求項7】

前記サービス提供装置は、  
前記サービス提供フラグを参照した結果、前記サービス提供フラグがサービス提供済である  
ことを示している場合に、前記第2の認証情報を送信したサービス要求元に対するサー  
ビス提供を行わず、前記第2の認証情報を送信したサービス要求元以外のサービス要求  
元に対してサービスが提供されている場合に、当該サービス要求元に対するサービスの提  
20 供を中止することを特徴とする請求項6に記載のサービス提供装置。

【請求項8】

サービスの提供に先立ち所定の認証情報を用いて正当なサービス要求元からのアクセスで  
あるか否かについての認証処理を行ない、認証されたサービス要求元のみサービスの提  
供を開始する複数のサービス提供装置と、  
サービスの提供を要求するサービス要求装置と前記複数のサービス提供装置とに接続され  
、前記サービス要求装置と前記複数のサービス提供装置とを管理する管理装置と、  
を有する通信システムであって、  
前記管理装置は、  
前記サービス要求装置に対して所定の認証処理を行い、  
前記認証処理により前記サービス要求装置が認証された場合に、前記サービス要求装置に  
30 認められている権限と前記サービス要求装置が要求するサービス内容とに基づき、前記複  
数のサービス提供装置の中から前記サービス要求装置にサービスを提供させるサービス提  
供装置を選択サービス提供装置として選択し、  
前記認証処理により前記サービス要求装置が認証された場合に、前記サービス要求装置が  
正当なサービス要求元であることを通知する第1の認証情報と、前記第1の認証情報と照  
合させた際に前記第1の認証情報との相関が得られることで正当なサービス要求元からの  
アクセスであることを認証できる第2の認証情報と、前記サービス要求装置に対して前記  
第2の認証情報を前記選択サービス提供装置に送信するよう指示する送信先指示情報とを  
生成し、  
前記第1の認証情報を、前記複数のサービス提供装置のうち前記選択サービス提供装置に  
40 のみ送信し、  
前記第2の認証情報と前記送信先指示情報とを前記サービス要求装置に送信し、前記送信  
先指示情報により前記第2の認証情報を前記サービス要求装置から前記選択サービス提供  
装置に送信させ、  
前記複数のサービス提供装置のそれぞれは、  
前記管理装置により前記選択サービス提供装置として選択されている場合に、  
前記第1の認証情報と前記第2の認証情報とを受信し、  
前記第2の認証情報の送信元が前記第1の認証情報により通知された前記サービス要求装  
置と一致するか否かを判断するとともに、前記第1の認証情報と前記第2の認証情報の照  
合を行い、

前記第2の認証情報の送信元が前記サービス要求装置と一致し、前記第1の認証情報と前記第2の認証情報との間に相関が得られた場合に、前記第2の認証情報の送信元である前記サービス要求装置を正当なサービス要求元と認証し、前記サービス要求装置に対してサービスの提供を開始することを特徴とする通信システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、改竄や成りすまし等による情報サービスの不正利用を防止するための認証技術に関する。

【0002】

【従来技術】

従来技術として、例えば、特開平11-120141では、ユーザ端末についての認証情報を認証システムからユーザ端末を経由してサービス提供システムに送信し、その認証情報の正当性のみが評価され正しければサービスが提供される。

このような、認証情報をユーザ端末経由で送信する手段を用いた方法だと、認証情報は暗号化されていたとしても盗用によって不正利用される可能性がある。また、暗号は十分な時間を用いれば解読される可能性があり、改竄によっても不正利用の可能性もある。

【0003】

更に、特開2001-331449では、ユーザ端末についての認証情報が認証システムから全てのサービス提供システムに送信され、更に認証システムからはサービス提供システムにおける突き合わせのための認証情報がユーザ端末に送信され、この突き合わせのための認証情報がユーザ端末からユーザ端末がサービスの利用を希望する特定のサービス提供システムに送信され、当該特定のサービス提供システムにおいてこれらの認証情報を突き合わせることにによって正しければサービスが提供される。

このような方法だと、成りすましによる不正利用に対して、該当ユーザ端末がシステムを利用しているときに限り不正利用される可能性がある。つまり、全てのサービス提供システムに認証情報が送信されるため、正当なユーザに成りすまして不正利用を図ろうとする第三者は、全てのサービス提供システムに対して突合せのための認証情報を送信すれば、全てのサービス提供システムにおいて不正利用を行うことが可能である。

【0004】

【特許文献1】

特開平11-120141号公報

【特許文献2】

特開2001-331449号公報

【0005】

【発明が解決しようとする課題】

本発明は、このような問題点を解決することを目的の一つとしており、改竄や成りすまし等によるサービスの不正利用を防止することを目的の一つとする。

【0006】

【課題を解決するための手段】

本発明に係る管理装置は、

サービスの提供を要求するサービス要求装置と、

サービスの提供に先立ち所定の認証情報を用いて正当なサービス要求元からのアクセスであるか否かについての認証処理を行ない、認証されたサービス要求元のみサービスの提供を開始する複数のサービス提供装置とに接続され、

前記サービス要求装置と前記複数のサービス提供装置とを管理する管理装置であって、

前記サービス要求装置に対して所定の認証処理を行う認証処理部と、

前記認証処理部により前記サービス要求装置が認証された場合に、前記サービス要求装置に認められている権限と前記サービス要求装置が要求するサービス内容とに基づき、前記複数のサービス提供装置の中から前記サービス要求装置にサービスを提供させるサービス

10

20

30

40

50

提供装置を選択サービス提供装置として選択するサービス提供装置選択部と、  
前記認証処理部により前記サービス要求装置が認証された場合に、前記サービス要求装置が正当なサービス要求元であることを通知する第1の認証情報と、前記第1の認証情報と照合させた際に前記第1の認証情報との相関が得られることで正当なサービス要求元からのアクセスであることを認証できる第2の認証情報と、前記サービス要求装置に対して前記第2の認証情報を前記選択サービス提供装置に送信するよう指示する送信先指示情報とを生成する認証情報生成部と、  
前記第1の認証情報を、前記複数のサービス提供装置のうち前記選択サービス提供装置にのみ送信するサービス提供装置用通信部と、  
前記第2の認証情報と前記送信先指示情報とを、前記サービス要求装置に送信するサービス要求装置用通信部とを有することを特徴とする。 10

【0007】

【発明の実施の形態】

実施の形態1.

図1は、本実施の形態に係る通信システムの全体構成例を示す図である。

管理装置1は、クローズドネットワーク(例えば、プライベートLAN、専用線ネットワーク、DMZ(Demilitarized Zone)など)5を介してサービス提供装置(1)2、サービス提供装置(2)3と接続され、オープンネットワーク(例えば、オープンLAN、企業内LAN、インターネットなど)6を介してユーザ端末4と接続されている。 20

サービス提供装置(1)2及びサービス提供装置(2)3は、例えば電子決済等の所定の情報サービスを提供するサーバである。サービス提供装置(1)2及びサービス提供装置(2)3は、サービスの提供に先立ち所定の認証情報を用いて正当なサービス要求元からのアクセスであるか否かについての認証処理を行ない、認証されたサービス要求元のみサービスの提供を開始する。

なお、図1では、説明の便宜のため2台のサービス提供装置を示しているが、2台以上のサービス提供装置が配置されていてもよい。

ユーザ端末4は、サービス提供装置(1)2又はサービス提供装置(2)3によるサービスの提供を要求する装置であり、サービス要求装置の例に相当する。

【0008】 30

次に、図1を参照して、本実施の形態に係る通信システムの動作を概説する。

本実施の形態に係る通信システムでは、ユーザ端末4は、サービス提供装置(1)2又はサービス提供装置(2)3からのサービスを受ける場合は、まず、管理装置1にアクセスしなければならない。直接サービス提供装置(1)2又はサービス提供装置(2)3にアクセスすることはできない。

ユーザ端末4からのアクセスがあった場合は、管理装置1はユーザ端末4に対するログオン認証を行なった後、ユーザ端末4に認められた権限及びユーザ端末4の要求するサービス内容に基づき、ユーザ端末4にサービスを提供させるサービス提供装置を選択する。ここでは、サービス提供装置(1)2を選択したとする。

次に、管理装置1は、サービス提供装置(1)2にユーザ端末4を通知するための認証情報340を生成する。この認証情報は、例えば、識別番号、ユーザID、権限情報、端末固有情報(例えば、ユーザ端末4のIPアドレス)からなる。そして、生成した認証情報340をクローズドネットワーク5を介してサービス提供装置(1)2にのみを送信する。 40

また、ユーザ端末4に対してサービス提供先情報350を送信する。このサービス提供先情報350は、接続先アドレス(サービス提供装置(1)2のアドレス)、認証情報340に含まれたものと同じ識別番号、認証情報340のメッセージダイジェスト(認証情報340を一方向関数によりデータ変換した情報)により構成される。

【0009】

次に、ユーザ端末4では、サービス提供先情報350に含まれた識別番号とメッセージダ 50

イジェストとからなる認証確認情報 360 を、サービス提供先情報 350 に含まれた接続先アドレスにより、サービス提供装置 (1) 2 に送信する。

【0010】

次に、サービス提供装置 (1) 2 では、識別番号をキーにして、相互に対応関係にある認証情報 340 と認証確認情報 360 を特定し、認証情報 340 に含まれた端末固有情報 (ユーザ端末 4 の IP アドレス) と認証確認情報 360 の送信の際に認証確認情報 360 に付加された端末固有情報 (ユーザ端末 4 の IP アドレス) が一致するかを判断する。両者が一致する場合は、認証情報 340 と認証確認情報 360 に含まれたメッセージダイジェストとの間に相関があるかどうかの照合を行なう。具体的には、認証情報 340 のメッセージダイジェストを生成し、生成したメッセージダイジェストと認証確認情報 360 に含まれたメッセージダイジェストとが一致するかの検証を行なう。両者が一致している場合には、情報認証情報 340 と認証確認情報 360 に含まれたメッセージダイジェストとの間に相関があり、これにより、サービス提供装置 (1) 2 は、認証確認情報 360 の送信元であるユーザ端末 4 を正当なサービス要求元と認証し、ユーザ端末 4 に対するサービスの提供を開始する。

10

【0011】

なお、管理装置 1 からサービス提供装置 (1) 2 に送信される認証情報 340 は、ユーザ端末 4 が正当なサービス要求元であることを通知する情報であり、第 1 の認証情報の例に相当する。

また、管理装置 1 からユーザ端末 4 に送信され、ユーザ端末 4 からサービス提供装置 (1) 2 に送信されるメッセージダイジェストは、認証情報 (第 1 の認証情報) と照合させた際に認証情報 (第 1 の認証情報) との相関が得られ、これにより正当なサービス要求元からのアクセスであることを認証できる情報であり、第 2 の認証情報の例に相当する。

20

また、管理装置 1 からユーザ端末 4 に送信される接続先アドレスは、ユーザ端末 4 に対してメッセージダイジェスト (第 2 の認証情報) の送信先を指示する情報であり、送信先指示情報の例に相当する。

【0012】

次に、図 2 を参照して、本実施の形態に係る管理装置 1 の構成例について説明する。

クローズドネットワーク用通信部 101 は、クローズドネットワーク 5 を介してサービス提供装置 (1) 2 又はサービス提供装置 (2) 3 との間でデータを送受信する。クローズドネットワーク用通信部 101 は、サービス提供装置用通信部の例に相当する。

30

オープンネットワーク用通信部 102 は、オープンネットワーク 6 を介してユーザ端末 4 との間でデータを送受信する。オープンネットワーク用通信部 102 はサービス要求装置用通信部の例に相当する。

認証処理部 103 は、ユーザ端末 4 からのアクセスがあった場合にユーザ端末 4 に対するログオン認証を行なう。

ユーザ管理情報記憶部 104 は、ユーザ端末 4 に関する情報を記憶しており、例えば、ユーザ ID、パスワード、権限情報を記憶している。

サービス管理情報記憶部 105 は、サービス提供装置に関する情報を記憶しており、例えば、サービス名称、サービス提供アドレス、権限情報を記憶している。

40

サービス提供装置選択部 106 は、ユーザ管理情報記憶部 104 及びサービス管理情報記憶部 105 の情報を参照しながら、ユーザ端末 4 に認められた権限及びユーザ端末 4 の要求するサービス内容に基づき、ユーザ端末 4 にサービスを提供させるサービス提供装置を選択する。

認証情報生成部 107 は、ユーザ管理情報記憶部 104 及びサービス管理情報記憶部 105 の情報等を参照しながら、認証情報 340 及びサービス提供先情報 350 を生成する。

【0013】

なお、管理装置 1 は、図示していないが、例えばマイクロプロセッサ等の CPU、半導体メモリ等や磁気ディスク等の記録手段、及び通信手段を有する計算機により実現することができる。記録手段には、管理装置 1 に含まれる各構成要素の機能を実現するプログラム

50

が記録されており、CPUがこれらのプログラムを読み込むことにより管理装置1の動作を制御し、各構成要素の機能を実現することができる。

【0014】

次に、図3を参照して、本実施の形態に係るサービス提供装置の構成例について説明する。

クローズドネットワーク用通信部201は、クローズドネットワーク5を介して管理装置1との間でデータを送受信する。

オープンネットワーク用通信部202は、オープンネットワーク6を介してユーザ端末4との間でデータを送受信する。

認証処理部203は、ユーザ端末4に対する認証処理を行なう。具体的には、前述したように、認証情報340の端末固有情報と認証確認情報360の端末固有情報が一致するかどうかの判断や、情報認証情報340のメッセージダイジェストと認証確認情報360に含まれたメッセージダイジェストとが一致するかどうかの判断を行なう。

認証管理情報記憶部204は、管理装置1から認証情報340を受信した後、ユーザ端末4から認証確認情報360を受信するまでの間、管理装置1からの認証情報340の内容を記憶しておく。

サービス提供部205は、認証処理部203により認証されたサービス要求元に対して所定の情報サービスの提供を行う。

【0015】

なお、サービス提供装置は、図示していないが、例えばマイクロプロセッサ等のCPU、半導体メモリ等や磁気ディスク等の記録手段、及び通信手段を有する計算機により実現することができる。記録手段には、サービス提供装置に含まれる各構成要素の機能を実現するプログラムが記録されており、CPUがこれらのプログラムを読み込むことにより管理装置1の動作を制御し、各構成要素の機能を実現することができる。

【0016】

次に、図4を参照しながら本実施の形態に係る通信システムの動作を説明する。

まず、ステップS101において、ユーザ端末4はサービス利用の前段階として管理装置1に接続を行う。

次に、ステップS102において、管理装置1では、ユーザ端末4の接続に対して、認証処理部103がオープンネットワーク用通信部102より認証画面を送信する。

次に、ステップS103において、ユーザ端末4は管理装置1にログオン情報310（ユーザID、パスワード）を送信する。

【0017】

次に、ステップS104において、管理装置1では、認証処理部103がユーザ端末4から受信したログオン情報310と、ユーザ管理情報記憶部104に記憶されているユーザ端末4のユーザ管理情報とを照合してユーザ端末4に対するログオン認証を行う。認証が正しければ、認証処理部103はユーザ端末4のユーザ管理情報より権限情報を抽出し、抽出した権限情報をサービス提供装置選択部106に渡す。サービス提供装置選択部106では、この権限情報を用いてサービス管理情報記憶部105に記憶されているサービス管理情報よりユーザ端末4が利用可能なサービス名称を抽出しメニュー情報320を生成し、オープンネットワーク用通信部102から送信する。認証処理部103によるログオン認証が正しくなければ、認証処理部103は、再度、認証画面を送信する。正しいログオン情報310が送信されるまではサービス提供は行われない。

【0018】

次に、ステップS105において、ユーザ端末4は、メニュー情報320からサービスを選択し、管理装置1に対してサービス要求330を送信する。

管理装置1では、ユーザ端末4からのサービス要求330を受信すると、サービス提供装置選択部106がサービス要求330に示されたサービス名称に基づきサービス管理情報記憶部105に記憶されているサービス管理情報からサービス提供先アドレスを指定し、ユーザ端末4にサービスを提供させるサービス提供装置を選択する。この選択されたサー

ビス提供装置を選択サービス提供装置という。

【0019】

サービス提供装置選択部106により選択サービス提供装置が選択された後、認証情報生成部107が識別番号(識別子)を生成するとともに、ユーザ管理情報記憶部104に記憶されているユーザID、権限情報を抽出し、また、ステップS105のサービス要求330のパケットからユーザ端末4を特定する端末固有情報(例えばユーザ端末4のIPアドレス)を抽出し、これら識別番号、ユーザID、権限情報、端末固有情報を含む認証情報340を生成し、クロズドネットワーク用通信部101から選択サービス提供装置に送信する(S106)。なお、認証情報生成部107では、認証処理部103によりユーザ端末が認証される度に、毎回、異なる値の識別番号をランダムに生成する。

10

一方、選択サービス提供装置では、クロズドネットワーク用通信部201が認証情報340を受信し、認証処理部203が認証情報340に含まれた識別番号をキーにユーザIDと、権限情報と、端末固有情報とを認証管理情報として認証管理情報記憶部204に格納し、この時点で初めて当該ユーザ端末に対するサービス提供準備が整う。

【0020】

更に、管理装置1では、認証情報生成部107が、サービス提供装置選択部106の指定に従ってサービス管理情報記憶部105に記憶されているサービス管理情報から選択サービス提供装置の接続先アドレス(サービス提供アドレス)を抽出するとともに、ステップS106で選択サービス提供装置に送信した認証情報340のメッセージダイジェストを生成し、接続先アドレスと、ステップS106で選択サービス提供装置に送信した認証情報340と同一の識別番号と、メッセージダイジェストとを含むサービス提供先情報350を生成し、オープンネットワーク用通信部202からユーザ端末4に送信する(S107)。

20

【0021】

次に、ステップS108において、ユーザ端末4は管理装置1から受信したサービス提供先情報350によって、サービス提供装置の接続先アドレスに自動的に接続を行い、サービス提供先情報350に含まれていた識別番号とメッセージダイジェストとを認証確認情報360として送信する。

【0022】

選択サービス提供装置ではユーザ端末4から受信した認証確認情報360の識別番号を元に、認証処理部203が、認証管理情報記憶部204から当該認証確認情報360と対応関係にある認証情報340を検索し、検索した認証情報340から端末固有情報を抽出し、認証確認情報360のパケットに含まれている端末固有情報と抽出した端末固有情報とが一致するか否かの検証を行なう。

30

更に、認証処理部203は、認証管理情報記憶部204から、当該認証確認情報360と対応関係にある認証情報340のユーザIDと権限情報とを抽出し、識別番号、ユーザID、権限情報、端末固有情報のメッセージダイジェスト、すなわち、認証情報340のメッセージダイジェストを生成する。その後、認証処理部203は、ユーザ端末4から受信した認証確認情報360のメッセージダイジェストと、生成した認証情報340のメッセージダイジェストとが一致するか否かの検証を行う。

40

【0023】

以上の検証が全て正しければ、認証処理部203は認証管理情報より当該ユーザ端末4についてのレコード(認証情報340)を削除し、サービス提供部205がユーザ端末4に対して権限情報に従ってサービスを提供する(S109)。

一方、以上の検証においていずれか一つでも条件に合致しない場合は、ユーザ端末4に対するサービスの提供を行わない。

【0024】

このように、本実施の形態に係る通信システムでは、ステップS105でユーザ端末4からサービス要求330があってはじめてステップS106で選択サービス提供装置に対して認証情報340を送信し、これにより選択サービス提供装置においてユーザ端末4との

50



接続準備が整い、ステップ S 1 0 7 で管理装置 1 がユーザ端末 4 にサービス提供先情報 3 5 0 を送信し、ステップ S 1 0 8 でユーザ端末 4 が選択サービス提供装置に認証確認情報 3 6 0 を送信することで、選択サービス提供装置でメッセージダイジェストの検証が行われ正しければサービスが提供される。

つまり、ユーザ端末 4 からサービス要求 3 3 0 が送信された直後に、選択サービス提供装置に認証情報 3 4 0 が送信され、同時にユーザ端末 4 に選択サービス提供装置の接続先アドレスなどが送信され自動的に接続先アドレスに接続されるので、選択サービス提供装置は受信した認証情報に示されたユーザ端末が接続してくるわずかな時間だけ認証の口を開けて待てばよく（逆にいうと、不正利用のチャンスはこのわずかな時間しかない上、正しい認証確認情報を送信する必要がある）、不正アクセスされる可能性を極めて少なくする効果がある。換言すると、選択サービス提供装置は認証情報を受信してから以降十数秒以内に該当ユーザ端末からの接続がくることを前提に接続を待機し、接続がなければ該当の認証情報を無効とすることで成りすましによる不正利用を防止することができる。

10

#### 【 0 0 2 5 】

また、本実施の形態に係る管理装置は、複数のサービス提供装置のうち選択サービス提供装置にのみ認証情報を送信し、また、ユーザ端末に対して認証確認情報を選択サービス提供装置に送信するよう指示するため、他のサービス提供装置において認証情報と認証確認情報の突き合わせが行われるという事態が発生せず、このため、成りすまし等による不正利用を有効に防止することができる。

#### 【 0 0 2 6 】

また、本実施の形態に係る管理装置は、ユーザ端末が認証される度に、毎回、異なる値の識別番号（識別子）をランダムに生成し、この識別番号を付加して認証情報及びサービス提供先情報を生成するため、すべての認証情報及びサービス提供先情報（認証確認情報）の識別番号が異なり、成りすまし等に対する有効な対策となり、成りすまし等による不正利用を有効に防止することができる。

20

#### 【 0 0 2 7 】

実施の形態 2 .

以上の実施の形態 1 では、選択サービス提供装置は、管理装置から認証情報を受信した後に、ユーザ端末から認証確認情報を受信することとなっていたが、本実施の形態では、選択サービス提供装置がユーザ端末からの認証確認情報を管理装置からの認証情報よりも先に受信する場合について説明する。

30

#### 【 0 0 2 8 】

図 5 は、本実施の形態に係る管理装置 1 の構成例を示す図である。

図 5 において、1 0 1 ~ 1 0 7 は図 2 に示したものと同様であるため、説明を省略する。認証管理情報記憶部 1 0 8 は、ユーザ端末へのサービス提供先情報を生成した後、選択サービス提供装置への認証情報を生成するまでの間、サービス提供先情報の生成に用いた識別番号、ユーザ ID、権限情報、端末固有情報（ユーザ端末の IP アドレス等）を認証管理情報として記憶する。

また、本実施の形態においても、サービス提供装置の構成は図 3 と同様である。但し、実施の形態 1 では、認証管理情報記憶部 2 0 4 は管理装置からの認証情報の内容を記憶していたが、本実施の形態では認証確認情報の内容及び認証確認情報のパケットに含まれている端末固有情報を記憶する。

40

#### 【 0 0 2 9 】

次に、図 6 を参照しながら本実施の形態に係る通信システムの動作を説明する。

ステップ S 2 0 1 ~ S 2 0 5 は、実施の形態 1 のステップ S 1 0 1 ~ S 1 0 5 と同様である。

つまり、ユーザ端末 4 からの接続（S 2 0 1）に対して管理装置 1 の認証処理部 1 0 3 が認証画面を送信し（S 2 0 2）、応答としてユーザ端末 4 がログオン情報 3 1 0 を送信し（S 2 0 3）、認証処理部 1 0 3 がユーザ端末 4 に対するログオン認証を行なう。そして、ユーザ端末 4 が認証された場合には、サービス提供装置選択部 1 0 6 がメニュー情報を

50

ユーザ端末 4 に送信し ( S 2 0 4 )、応答としてユーザ端末 4 サービス要求 3 3 0 を送信し ( S 2 0 5 )、サービス提供装置選択部 1 0 6 が選択サービス提供装置を選択する。

【 0 0 3 0 】

サービス提供装置選択部 1 0 6 により選択サービス提供装置が選択されると、管理装置 1 では、認証情報生成部 1 0 7 がサービス提供先情報 3 5 0 を生成する。具体的には、認証情報生成部 1 0 7 が識別番号 ( 識別子 ) を生成するとともに、サービス提供装置選択部 1 0 6 の指定に従ってサービス管理情報記憶部 1 0 5 に記憶されているサービス管理情報から選択サービス提供装置の接続先アドレス ( サービス提供アドレス ) を抽出し、更に、ユーザ管理情報記憶部 1 0 4 に記憶されているユーザ ID、権限情報を抽出し、また、ステップ S 2 0 5 のサービス要求のパケットからユーザ端末 4 を特定する端末固有情報 ( 例えばユーザ端末 4 の IP アドレス ) を抽出し、これら識別番号、ユーザ ID、権限情報、端末固有情報のメッセージダイジェストを生成し、接続先アドレスと、識別番号と、メッセージダイジェストとを含むサービス提供先情報 3 5 0 を生成する。このとき、認証情報生成部 1 0 7 は、並行して、サービス提供先情報 3 5 0 の生成に用いた識別番号、ユーザ ID、権限情報、端末固有情報を認証管理情報として認証管理情報記憶部 1 0 8 に格納する。

10

【 0 0 3 1 】

このようにして認証情報生成部 1 0 7 によりサービス提供先情報 3 5 0 が生成されると、オープンネットワーク用通信部 1 0 2 からユーザ端末 4 に送信される ( S 2 0 6 )。

【 0 0 3 2 】

次に、ステップ S 2 0 7 において、ユーザ端末 4 は管理装置 1 から受信したサービス提供先情報 3 5 0 によって、選択サービス提供装置の接続先アドレスに自動的に接続を行い、サービス提供先情報 3 5 0 に含まれていた識別番号とメッセージダイジェストとを認証確認情報 3 6 0 として送信する。

20

【 0 0 3 3 】

選択サービス提供装置では、オープンネットワーク用通信部 2 0 2 がユーザ端末から送信された認証確認情報を受信する。

そして、認証処理部 2 0 3 が認証確認情報に含まれているメッセージダイジェスト及び認証確認情報のパケットに含まれていた端末固有情報 ( ユーザ端末の IP アドレス等 ) を識別番号をキーにして認証管理情報記憶部 2 0 4 に格納し、更に、認証確認情報から識別番号を抽出し、当該識別番号を含み管理装置 1 に対して認証情報の送信を依頼する認証情報要求 3 7 0 を生成し、クローズドネットワーク用通信部 2 0 1 から管理装置 1 に送信する ( S 2 0 8 )。

30

【 0 0 3 4 】

管理装置 1 では、クローズドネットワーク用通信部 1 0 1 が選択サービス提供装置からの認証情報要求 3 7 0 を受信する。

そして、認証情報生成部 1 0 7 が認証情報要求 3 7 0 から識別番号を抽出し、当該識別番号に基づき認証管理情報からユーザ ID、権限情報、端末固有情報を抽出し、識別番号、ユーザ ID、権限情報、端末固有情報を含む認証情報 3 4 0 を生成し、クローズドネットワーク用通信部 2 0 1 から選択サービス提供装置に送信する ( S 2 0 9 )。

40

また、認証情報生成部 1 0 7 は、認証情報 3 4 0 の送信後、認証管理情報から当該ユーザ端末についてのレコード ( 識別番号、ユーザ ID、権限情報、端末固有情報 ) を削除する。

【 0 0 3 5 】

選択サービス提供装置では、クローズドネットワーク用通信部 2 0 1 が管理装置 1 からの認証情報を受信し、認証処理部 2 0 3 が、認証管理情報として記憶されている認証確認情報の識別番号を元に、認証確認情報のパケットに含まれていた端末固有番号を認証管理情報から抽出し、また、管理装置 1 から受信した認証情報から端末固有情報を抽出し、これら 2 つの端末固有情報が、一致するか否かを検証する。

更に、認証処理部 2 0 3 は、認証情報 3 4 0 より識別番号と、ユーザ ID と、権限情報と

50

、端末固有情報とを抽出し、識別番号、ユーザID、権限情報、端末固有情報のメッセージダイジェスト、すなわち、認証情報340のメッセージダイジェストを生成する。その後、認証処理部203は、認証管理情報として記憶されている認証確認情報360のメッセージダイジェストと、生成した認証情報340のメッセージダイジェストとが一致するか否かの検証を行う。

#### 【0036】

以上の検証が全て正しければ、認証処理部203は認証管理情報より当該ユーザ端末4についてのレコード(認証確認情報360)を削除し、サービス提供部205がユーザ端末4に対して権限情報に従ってサービスを提供する(S209)。

一方、以上の検証においていずれか一つでも条件に合致しない場合は、ユーザ端末4に対するサービスの提供を行わない。 10

#### 【0037】

このように、本実施の形態に係る通信システムでは、ユーザ端末4からサービス要求330が送信された際に管理装置1からユーザ端末4に対してサービス提供先情報350を送信し、ユーザ端末4が選択サービス提供装置に対して認証確認情報360を送信し、これにより、選択サービス提供装置は管理装置1に対して認証情報要求370を送信し、この結果、管理装置1から選択サービス提供装置に認証情報が送信される。

つまり、管理装置がユーザ端末へのサービス提供先情報を生成してから選択サービス提供装置が認証情報を受信するまでのわずかな時間しか不正利用のチャンスはなく、また、正しい認証確認情報を送信する必要があるため、不正アクセスされる可能性を極めて少なくすることが可能となる。 20

#### 【0038】

実施の形態3

本実施の形態では、実施の形態1で示した手法を用いた場合に、選択サービス提供装置において認証情報の受信時刻と認証確認情報の受信時刻とを管理する場合について説明する。

#### 【0039】

本実施の形態に係る管理装置1の構成例は図2に示すものと同様である。

また、サービス提供装置の構成例も図3に示すものと同様であるが、本実施の形態では、認証処理部203は管理装置1からの認証情報340の受信の際に認証情報340の受信時刻を認証管理情報記憶部204に記憶させ、また、ユーザ端末4からの認証確認情報360の受信の際に認証情報340の受信時刻を参照してユーザ端末4に対する認証処理を行う。 30

#### 【0040】

次に、図7を参照して本実施の形態に係る通信システムの動作を説明する。

ステップS301~S306は、図1のステップS101~S106と場合と同様である。このため、ステップS306以降の動作を説明する。

選択サービス提供装置では、クローズドネットワーク用通信部201が管理装置1からの認証情報340を受信し、認証処理部203が、認証情報340の受信の際の時刻を取得して受信時刻とし、認証情報340に含まれた識別番号をキーにユーザIDと、権限情報と、端末固有情報と、更に、認証情報340の受信時刻とを認証管理情報として認証管理情報記憶部204に格納する。この時点で初めて当該ユーザ端末に対するサービス提供準備が整う。 40

#### 【0041】

また、管理装置1では、実施の形態1と同様に、サービス提供先情報350を生成し、オープンネットワーク用通信部202からユーザ端末4に送信し(S307)、ユーザ端末4では、実施の形態1と同様に、認証確認情報360を選択サービス提供装置に送信する(S308)。

#### 【0042】

選択サービス提供装置ではユーザ端末4から受信した認証確認情報360の識別番号を元 50

に、認証処理部 203 が、認証管理情報記憶部 204 に格納されている認証管理情報より端末固有情報を抽出し、認証確認情報 360 のパケットに含まれている端末固有情報と抽出した端末固有情報とが一致するか否かの検証を行なう。

更に、選択サービス提供装置では、認証処理部 203 が、ユーザ端末 4 から受信した認証確認情報 360 の識別番号を元に、認証管理情報より認証情報 340 の受信時刻を抽出し、抽出した認証情報 340 の受信時刻と現在の時刻（認証確認情報 360 の受信時刻）との時刻差を算出し、算出した時刻差が正常な範囲内であることの検証を行う。ここで、正常な範囲内とは、例えば、1 分以内程度をいう。

更に、認証処理部 203 は、識別番号をキーに、認証管理情報よりユーザ ID と権限情報とを抽出し、識別番号、ユーザ ID、権限情報、端末固有情報のメッセージダイジェスト、すなわち、認証情報 340 のメッセージダイジェストを生成する。その後、認証処理部 203 は、ユーザ端末 4 から受信した認証確認情報 360 のメッセージダイジェストと、生成した認証情報 340 のメッセージダイジェストとが一致するか否かの検証を行う。

10

#### 【0043】

以上の検証が全て正しければ、認証処理部 203 は認証管理情報より当該ユーザ端末 4 についてのレコード（認証情報 340 及び受信時刻）を削除し、サービス提供部 205 がユーザ端末 4 に対して権限情報に従ってサービスを提供する（S309）。

一方、以上の検証においていずれか一つでも条件に合致しない場合は、ユーザ端末 4 に対するサービスの提供を行わない。

#### 【0044】

本実施の形態に係るサービス提供装置は、認証情報の受信時刻と認証確認情報の受信時刻の時刻差が一定以上である場合はユーザ端末に対するサービス提供を行わないこととしているので、管理装置に対してサービス要求を行ったユーザ端末が何らかのトラブルのために選択サービス提供装置に接続できなかった場合に、選択サービス提供装置が保有している認証情報が不正利用されるのを防ぐ効果がある。

20

#### 【0045】

なお、以上の説明では、受信時刻の時刻差についての検証とメッセージダイジェストについての検証の双方を行うこととしているが、受信時刻の時刻差についての検証を行った結果、受信時刻の時刻差が正常な範囲内にならなかった場合には、メッセージダイジェストについての検証を行わずにユーザ端末に対するサービス提供を行わないことを決定してもよい。

30

#### 【0046】

実施の形態 4 .

本実施の形態では、実施の形態 1 で示した手法を用いた場合に、選択サービス提供装置においてユーザ端末へのサービス提供状況を管理する場合について説明する。

#### 【0047】

本実施の形態に係る管理装置 1 の構成例は図 2 に示すものと同様である。

また、サービス提供装置の構成例も図 3 に示すものと同様であるが、本実施の形態では、実施の形態 3 と同様に、認証処理部 203 は、管理装置 1 からの認証情報 340 の受信の際に認証情報 340 の受信時刻を認証管理情報記憶部 204 に記憶させ、また、ユーザ端末 4 からの認証確認情報 360 の受信の際に認証情報 340 の受信時刻を参照してユーザ端末 4 に対する認証処理を行う。また、認証処理部 203 はユーザ端末 4 に対するサービス提供状況を示すサービス提供フラグを設定可能であり、管理装置 1 からの認証情報 340 の受信の際にユーザ端末 4 に対するサービスが未提供であることを示すサービス提供フラグを設定し、また、ユーザ端末 4 からの認証確認情報 360 の受信の際にサービス提供フラグを参照して、ユーザ端末 4 に対する認証処理を行う。

40

#### 【0048】

次に、図 8 を参照して本実施の形態に係る通信システムの動作を説明する。

ステップ S401 ~ S406 は、図 1 のステップ S101 ~ S106 と場合と同様である。このため、ステップ S406 以降の動作を説明する。

50

選択サービス提供装置では、クローズドネットワーク用通信部 201 が管理装置 1 からの認証情報 340 を受信し、認証処理部 203 が、認証情報 340 の受信の際の時刻を取得して受信時刻とし、認証情報 340 に含まれた識別番号をキーにユーザ ID と、権限情報と、端末固有情報と、更に、認証情報 340 の受信時刻とを認証管理情報として認証管理情報記憶部 204 に格納する。また、サービス提供フラグ（ステータス：サービス未提供）を設定する。この時点で初めて当該ユーザ端末に対するサービス提供準備が整う。

【0049】

また、管理装置 1 では、実施の形態 1 と同様に、サービス提供先情報 350 を生成し、オープンネットワーク用通信部 202 からユーザ端末 4 に送信し（S407）、ユーザ端末 4 では、実施の形態 1 と同様に、認証確認情報を選択サービス提供装置に送信する（S408）。 10

【0050】

選択サービス提供装置ではユーザ端末 4 から受信した認証確認情報 360 の識別番号を元に、認証処理部 203 が、認証管理情報記憶部 204 に格納されている認証管理情報より端末固有情報を抽出し、認証確認情報 360 のパケットに含まれている端末固有情報と抽出した端末固有情報とが一致するか否かの検証を行なう。

更に、選択サービス提供装置では、認証処理部 203 が、ユーザ端末 4 から受信した認証確認情報 360 の識別番号を元に、認証管理情報より認証情報 340 の受信時刻を抽出し、抽出した認証情報 340 の受信時刻と現在の時刻（認証確認情報 360 の受信時刻）との時刻差を算出し、算出した時刻差が正常な範囲内であることを検証を行う。ここで、正常な範囲内とは、例えば、1 分以内程度をいう。 20

また、認証処理部 203 は、サービス提供フラグを参照し、サービス提供フラグのステータスがサービス未提供であることの検証を行う。

更に、認証処理部 203 は、識別番号をキーに、認証管理情報よりユーザ ID と権限情報とを抽出し、識別番号、ユーザ ID、権限情報、端末固有情報のメッセージダイジェスト、すなわち、認証情報 340 のメッセージダイジェストを生成する。その後、認証処理部 203 は、ユーザ端末 4 から受信した認証確認情報 360 のメッセージダイジェストと、生成した認証情報 340 のメッセージダイジェストとが一致するか否かの検証を行う。

【0051】

以上の検証が全て正しければ、認証処理部 203 は当該ユーザ端末 4 のサービス提供フラグのステータスをサービス提供済に変更し、サービス提供部 205 がユーザ端末 4 に対して権限情報に従ってサービスを提供する（S409）。 30

一方、以上の検証においていずれか一つでも条件に合致しない場合は、ユーザ端末 4 に対するサービスの提供を行わない。

また、サービス提供フラグのみの検証が誤り（サービス提供フラグを参照した際にサービス提供フラグのステータスがサービス提供済となっていた場合）でそれ以外の検証が全て正しい場合は、1 つの正しい認証確認情報 360 を複数回行使しようとしたことになり、盗用の可能性があるため、当該認証確認情報 360 を送信したユーザ端末以外に既にサービスを利用している他のユーザ端末が存在している場合は、認証確認情報を送信してきたユーザ端末に対するサービス提供を行わないだけでなく、既にサービスを利用している他のユーザ端末に対するサービスの提供を直ちに中止する。 40

【0052】

本実施の形態に係るサービス提供装置は、サービス提供フラグを用いてユーザ端末に対するサービス提供状況を管理しているため、認証確認情報を盗用して行う不正利用があっても、当該不正利用を即座に検出することができる効果がある。

【0053】

なお、以上の説明では、受信時刻の時刻差についての検証とサービス提供フラグについての検証の双方を行うこととしたが、受信時刻の時刻差についての検証を行わずにサービス提供フラグについての検証のみを行うようにしてもよい。

【0054】

【発明の効果】

このように本発明によれば、複数のサービス提供装置のうち選択サービス提供装置にのみ第1の認証情報を送信し、また、サービス要求装置に対して第2の認証情報を選択サービス提供装置に送信するよう指示して第2の認証情報を送信するため、成りすまし等による不正利用を有効に防止することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】実施の形態1～4に係る通信システムの全体構成例を示す図。

【図2】実施の形態1に係る管理装置の構成例を示す図。

【図3】実施の形態1に係るサービス提供装置の構成例を示す図。

【図4】実施の形態1に係る通信システムの動作例を示す図。

【図5】実施の形態2に係る管理装置の構成例を示す図。

【図6】実施の形態2に係る通信システムの動作例を示す図。

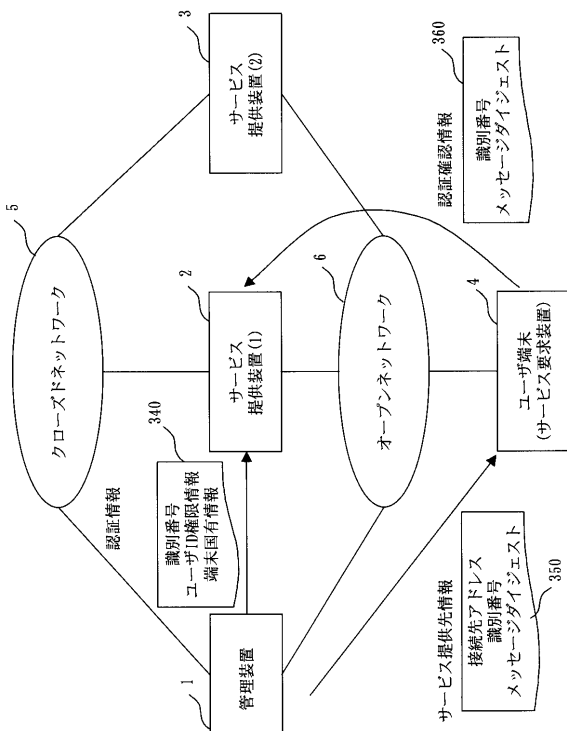
【図7】実施の形態3に係る通信システムの動作例を示す図。

【図8】実施の形態4に係る通信システムの動作例を示す図。

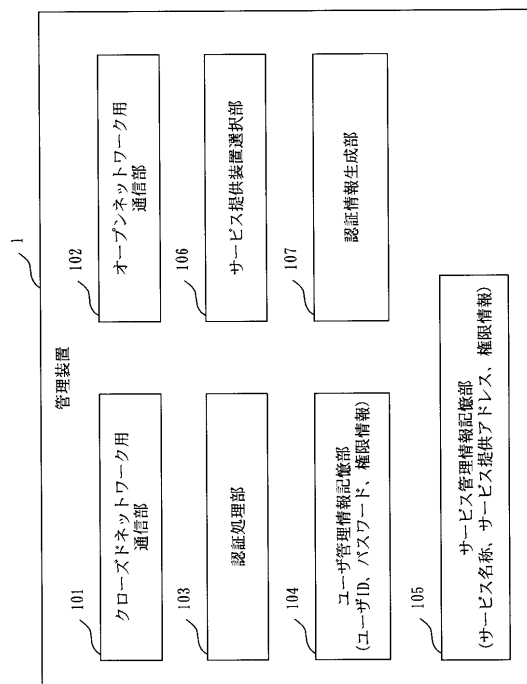
【符号の説明】

1 管理装置、2 サービス提供装置(1)、3 サービス提供装置(2)、4 ユーザ端末、5 クローズドネットワーク、6 オープンネットワーク、101 クローズドネットワーク用通信部、102 オープンネットワーク用通信部、103 認証処理部、104 ユーザ管理情報記憶部、105 サービス管理情報記憶部、106 サービス提供装置選択部、107 認証情報生成部、108 認証管理情報記憶部、201 クローズドネットワーク用通信部、202 オープンネットワーク用通信部、203 認証処理部、204 認証管理情報記憶部、205 サービス提供部。

【図1】



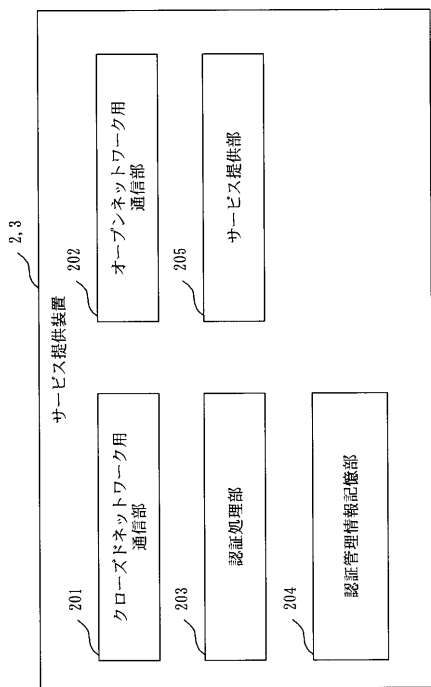
【図2】



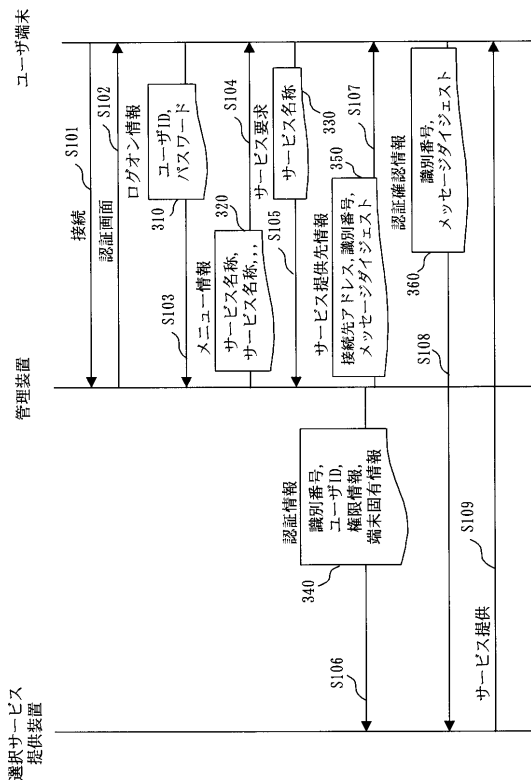
10

20

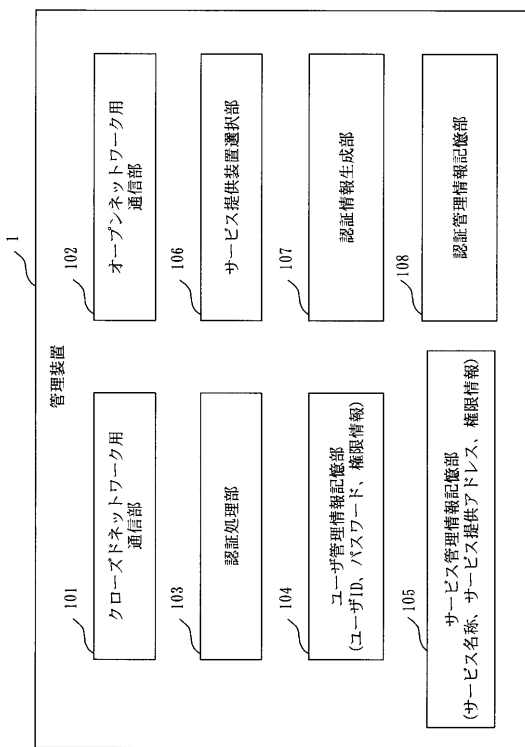
【 図 3 】



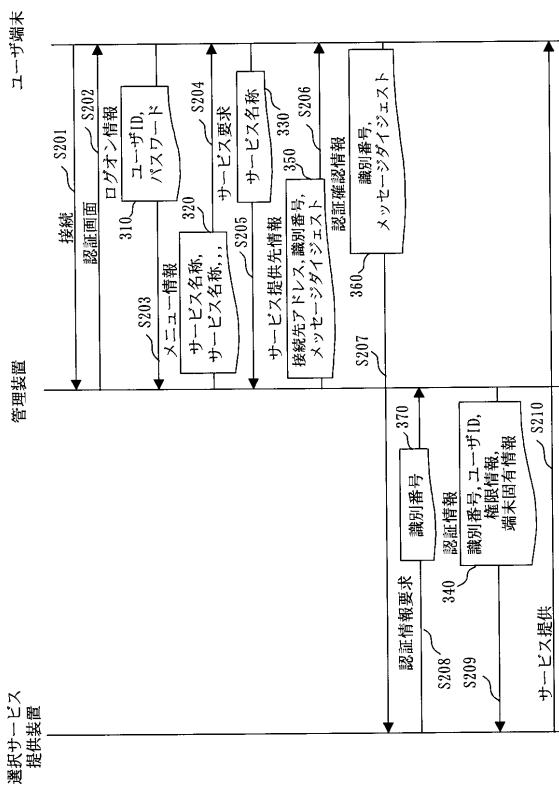
【 図 4 】



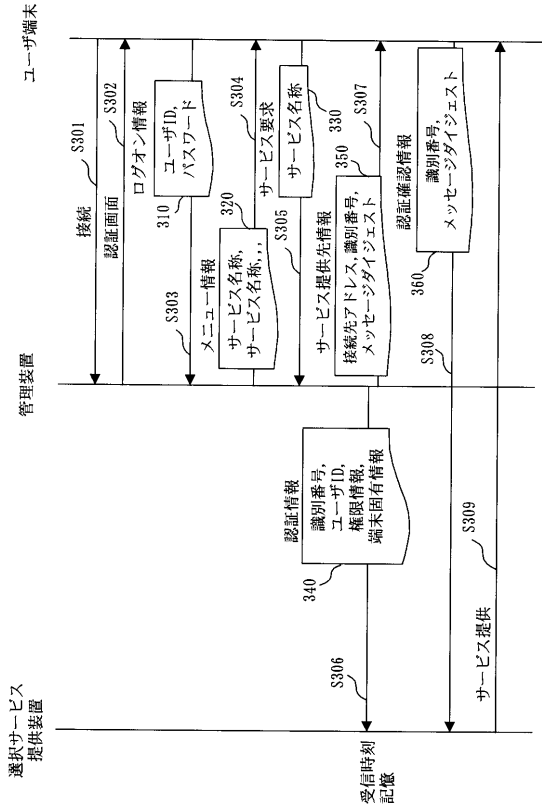
【 図 5 】



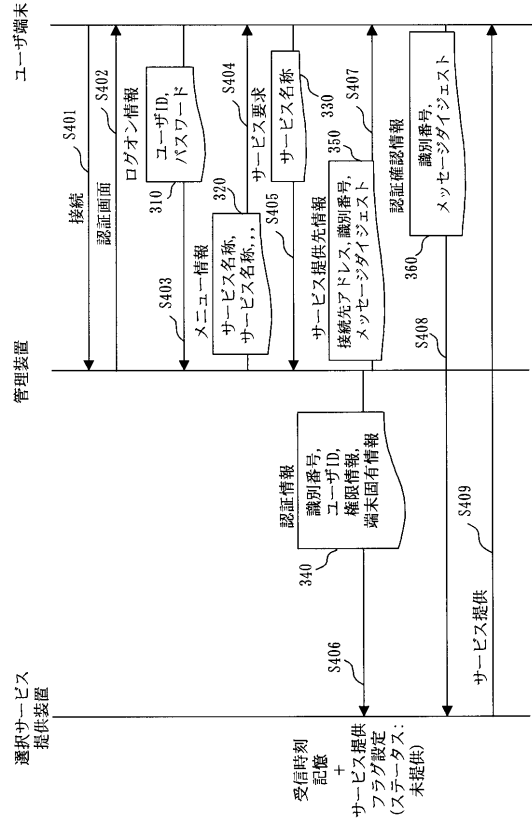
【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】



受信時刻  
+  
記憶  
サービス提供  
フラグ設定  
(ステータス:  
未提供)